

■勤労福祉センター

●【改正前】 令和4年度まで

1 勤労福祉会館の利用料金の上限額

使用者の区分	室名\使用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
市民等(市内に住所又は勤務場所を有する者(法人等にあつては、市内に事務所又は事業所を有するもの)をいう。以下同じ。)	大ホール	3,550円	3,550円	4,730円	10,650円
	会議室1	2,200円	2,200円	3,300円	6,600円
	会議室2	1,640円	1,640円	2,200円	4,940円
	会議室3	870円	870円	1,310円	2,630円
	研修室1	1,640円	1,640円	2,200円	4,940円
	研修室2	1,310円	1,310円	1,750円	3,940円
	小会議室	610円	610円	920円	1,840円
	大ホール	5,320円	5,320円	7,100円	15,980円
市民等以外の者	会議室1	3,300円	3,300円	4,950円	9,900円
	会議室2	2,460円	2,460円	3,300円	7,410円
	会議室3	1,310円	1,310円	1,960円	3,950円
	研修室1	2,460円	2,460円	3,300円	7,410円
	研修室2	1,960円	1,960円	2,630円	5,910円
	小会議室	920円	920円	1,380円	2,760円

2 勤労青少年ホームの利用料金の上限額

使用者の区分	室名\使用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
市民等	軽スポーツ室	2,460円	2,460円	3,300円	7,410円
	工芸室	1,100円	1,100円	1,640円	3,300円
	集会室	1,300円	1,300円	1,740円	3,920円
	多目的室	2,180円	2,180円	2,920円	6,560円
	講座室	1,100円	1,100円	1,640円	3,300円
	視聴覚室	1,210円	1,210円	1,630円	3,660円
	調理実習	2,200円	2,200円	3,300円	6,600円
	和室1	680円	680円	1,010円	2,040円
	和室2	380円	380円	580円	1,160円
市民等以外の者	軽スポーツ	3,700円	3,700円	4,950円	11,120円
	工芸室	1,650円	1,650円	2,460円	4,950円
	集会室	1,950円	1,950円	2,610円	5,880円
	多目的室	3,270円	3,270円	4,380円	9,840円
	講座室	1,650円	1,650円	2,460円	4,950円
	視聴覚室	1,820円	1,820円	2,440円	5,500円
	調理実習	3,300円	3,300円	4,950円	9,900円
	和室1	1,020円	1,020円	1,520円	3,060円
	和室2	580円	580円	870円	1,750円

3 勤労者体育センターの利用料金の上限額

(1) アリーナ

使用者の区分	使用日\使用時間	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
市民等	休日	2,460円	2,460円	2,460円	2,460円	2,460円	2,460円
	平日	1,980円	1,980円	1,980円	1,980円	2,460円	2,460円
市民等以外の者	休日	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円
	平日	2,970円	2,970円	2,970円	2,970円	3,700円	3,700円

備考

1 この表中「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する

2 この表中「平日」とは、休日以外の日をいう。

3 半面だけ使用する場合は、この表に定める額の半額とする。

4 この表に定めのない時間帯について臨時に使用許可した場合における利用料金の上限額は、2時間につき、市民等にあつては2,460円、市民等以外の者にあつては3,700円とする。

(2) トレーニングルーム

1人2時間につき150円。ただし、市民等以外の者にあつては、230円

4 前3項の規定にかかわらず、使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合又は営利若しくは営業宣伝その他これに類すること(以下「営利等」という。)を目的として使用する場合は、利用料金の上限額は、これらの規定による利用料金の上限額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。ただし、規則で定める場合においては、この限りでない。

(1) 入場料等のうち最高額のものが1,500円以上3,500円未満の場合 5割

(2) 入場料等のうち最高額のものが3,500円以上の場合 10割

(3) 営利等を目的として使用する場合(前2号に該当する場合を除く。) 5割

5 前2項の規定による利用料金の上限額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

●【改正後】令和5年度から令和6年度まで

1 勤労福祉会館の利用料金の上限額

使用者の区分	室名\使用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
市民等(市内に住所又は勤務場所を有する者(法人等にあつては、市内に事務所又は事業所を有するもの)をいう。以下同じ。)	大ホール	3,550円	3,550円	4,730円	10,650円
	会議室1	2,200円	2,200円	3,300円	6,600円
	会議室2	1,640円	1,640円	2,200円	4,940円
	会議室3	870円	870円	1,310円	2,630円
	研修室1	1,640円	1,640円	2,200円	4,940円
	研修室2	1,310円	1,310円	1,750円	3,940円
	小会議室	610円	610円	920円	1,840円
	大ホール	5,320円	5,320円	7,100円	15,980円
市民等以外の者	会議室1	3,300円	3,300円	4,950円	9,900円
	会議室2	2,460円	2,460円	3,300円	7,410円
	会議室3	1,310円	1,310円	1,960円	3,950円
	研修室1	2,460円	2,460円	3,300円	7,410円
	研修室2	1,960円	1,960円	2,630円	5,910円
	小会議室	920円	920円	1,380円	2,760円

2 勤労青少年ホームの利用料金の上限額

使用者の区分	室名\使用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
市民等	軽スポーツ室	3,070円	3,070円	4,120円	9,260円
	工芸室	1,100円	1,100円	1,640円	3,300円
	集会室	1,300円	1,300円	1,740円	3,920円
	多目的室	2,180円	2,180円	2,920円	6,560円
	講座室	1,100円	1,100円	1,640円	3,300円
	視聴覚室	1,210円	1,210円	1,630円	3,660円
	調理実習	2,200円	2,200円	3,300円	6,600円
	和室1	680円	680円	1,010円	2,040円
	和室2	380円	380円	580円	1,160円
市民等以外の者	軽スポーツ室	4,620円	4,620円	6,180円	13,890円
	工芸室	1,650円	1,650円	2,460円	4,950円
	集会室	1,950円	1,950円	2,610円	5,880円
	多目的室	3,270円	3,270円	4,380円	9,840円
	講座室	1,650円	1,650円	2,460円	4,950円
	視聴覚室	1,820円	1,820円	2,440円	5,500円
	調理実習	3,300円	3,300円	4,950円	9,900円
	和室1	1,020円	1,020円	1,520円	3,060円
	和室2	580円	580円	870円	1,750円

3 勤労者体育センターの利用料金の上限額

(1) アリーナ

使用者の区分	使用日\使用時間	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
市民等	休日	3,070円	3,070円	3,070円	3,070円	3,070円	3,070円
	平日	2,470円	2,470円	2,470円	2,470円	3,070円	3,070円
市民等以外の者	休日	4,620円	4,620円	4,620円	4,620円	4,620円	4,620円
	平日	3,710円	3,710円	3,710円	3,710円	4,620円	4,620円

備考

- この表中「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する
- この表中「平日」とは、休日以外の日をいう。
- 半面だけ使用する場合は、この表に定める額の半額とする。
- この表に定めのない時間帯について臨時に使用許可した場合における利用料金の上限額は、2時間につき、市民等にあつては3,070円、市民等以外の者にあつては4,620円とする。

(2) トレーニングルーム

1人2時間につき180円。ただし、市民等以外の者にあつては、280円

- 前3項の規定にかかわらず、使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合又は営利若しくは営業宣伝その他これに類すること(以下「営利等」という。)を目的として使用する場合は、利用料金の上限額は、これらの規定による利用料金の上限額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。ただし、規則で定める場合においては、この限りでない。
 - 入場料等のうち最高額のものが1,500円以上3,500円未満の場合 5割
 - 入場料等のうち最高額のものが3,500円以上の場合 10割
 - 営利等を目的として使用する場合(前2号に該当する場合を除く。) 5割

- 前2項の規定による利用料金の上限額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

●【改正後】令和7年度から

1 勤労福祉会館の利用料金の上限額

使用者の区分	室名\使用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
市民等(市内に住所又は勤務場所を有する者(法人等にあつては、市内に事務所又は事業所を有するもの)をいう。以下同じ。)	大ホール	3,550円	3,550円	4,730円	10,650円
	会議室1	2,200円	2,200円	3,300円	6,600円
	会議室2	1,640円	1,640円	2,200円	4,940円
	会議室3	870円	870円	1,310円	2,630円
	研修室1	1,640円	1,640円	2,200円	4,940円
	研修室2	1,310円	1,310円	1,750円	3,940円
	小会議室	610円	610円	920円	1,840円
	大ホール	5,320円	5,320円	7,100円	15,980円
市民等以外の者	会議室1	3,300円	3,300円	4,950円	9,900円
	会議室2	2,460円	2,460円	3,300円	7,410円
	会議室3	1,310円	1,310円	1,960円	3,950円
	研修室1	2,460円	2,460円	3,300円	7,410円
	研修室2	1,960円	1,960円	2,630円	5,910円
	小会議室	920円	920円	1,380円	2,760円
	大ホール	5,320円	5,320円	7,100円	15,980円

2 勤労青少年ホームの利用料金の上限額

使用者の区分	室名\使用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
市民等	軽スポーツ室	3,180円	3,180円	4,260円	9,580円
	工芸室	1,100円	1,100円	1,640円	3,300円
	集会室	1,300円	1,300円	1,740円	3,920円
	多目的室	2,180円	2,180円	2,920円	6,560円
	講座室	1,100円	1,100円	1,640円	3,300円
	視聴覚室	1,210円	1,210円	1,630円	3,660円
	調理実習室	2,200円	2,200円	3,300円	6,600円
	和室1	680円	680円	1,010円	2,040円
	和室2	380円	380円	580円	1,160円
市民等以外の者	軽スポーツ室	4,770円	4,770円	6,400円	14,370円
	工芸室	1,650円	1,650円	2,460円	4,950円
	集会室	1,950円	1,950円	2,610円	5,880円
	多目的室	3,270円	3,270円	4,380円	9,840円
	講座室	1,650円	1,650円	2,460円	4,950円
	視聴覚室	1,820円	1,820円	2,440円	5,500円
	調理実習室	3,300円	3,300円	4,950円	9,900円
	和室1	1,020円	1,020円	1,520円	3,060円
	和室2	580円	580円	870円	1,750円

3 勤労者体育センターの利用料金の上限額

(1) アリーナ

使用者の区分	使用日\使用時間	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
市民等	休日	3,680円	3,680円	3,680円	3,680円	3,680円	3,680円
	平日	2,970円	2,970円	2,970円	2,970円	3,680円	3,680円
市民等以外の者	休日	5,550円	5,550円	5,550円	5,550円	5,550円	5,550円
	平日	4,450円	4,450円	4,450円	4,450円	5,550円	5,550円

備考

- この表中「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する
- この表中「平日」とは、休日以外の日をいう。
- 片面だけ使用する場合は、この表に定める額の半額とする。
- この表に定めのない時間帯について臨時に使用許可した場合における利用料金の上限額は、2時間につき、市民等にあつては3,680円、市民等以外の者にあつては5,550円とする。

(2) トレーニングルーム

1人2時間につき220円。ただし、市民等以外の者にあつては、330円

- 前3項の規定にかかわらず、使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合又は営利若しくは営業宣伝その他これに類すること(以下「営利等」という。)を目的として使用する場合は、利用料金の上限額は、これらの規定による利用料金の上限額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。ただし、規則で定める場合においては、この限りでない。

- 入場料等のうち最高額のもの1,500円以上3,500円未満の場合 5割
- 入場料等のうち最高額のもの3,500円以上の場合 10割
- 営利等を目的として使用する場合(前2号に該当する場合を除く。) 5割

- 前2項の規定による利用料金の上限額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。